

産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会
バイオものづくり革命推進ワーキンググループの運営方法(案)について

令和6年11月18日

2023年3月16日に承認された「産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会 バイオものづくり革命推進ワーキンググループの設置について」のうち、3. 運営方法について、新たに「議決及び非公開情報を取り扱う議論について」を規定する。

1. 設置趣旨

- 遺伝子技術により、微生物が生成する目的物質の生産量を増加させたり、新しい物質を生産するテクノロジーを活用したバイオものづくりを進めるため、令和4年度第二次補正予算において、約3,000億円の予算が計上された。当該予算により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に「バイオものづくり革命推進基金」を造成し、中長期にわたる技術開発を進め、社会実装に移していくことになっている。
- 適正かつ効率的な事業執行に当たっては、バイオものづくりの産業構造の特性を考慮した上で、目指す方向性を整理し、進めていくことが重要である。また、公募によりプロジェクトの実施者として選定された企業等の経営層に、長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを求め、野心的な研究開発目標への挑戦を促すことも必要となる。
- このため、ワーキンググループを小委員会の下に設置し、目指すべき方向性及び事業者が取り組むべき研究開発の内容を定める研究開発計画について確認を行う。また、申請案件に係る企業等のコミットメント審査を行うと共に、各プロジェクトの内容、進捗等について意見を求めるほか、実施企業等の経営層との対話を通じたコミットメントの確認等を行うものとする。

2. 主な審議内容

- (1) バイオものづくりの全体像に係る議論
- (2) 研究開発計画の研究開発項目、事業のアウトカム・アウトプット、スケジュール等の議論
- (3) プロジェクト実施企業等の経営層との対話を通じた、指導・助言
- (4) プロジェクトの取組状況の確認・改善点の指摘、部会への報告 等

3. 運営方法

ワーキンググループの運営については、以下のとおりとする。

- (1) 会議及び会議資料の公開について

会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議開催において非公開とすることが適当であるとワーキンググループが認める場合は、非公開とする。

- (2) 議事録の公開について

ワーキンググループ開催においては、原則として会議の議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、(1)のただし書きの場合には、議事概要を公開する。

(3) 議決及び非公開情報を扱う議論について

委員は、自らが関与するプロジェクトの議決及び競合他社の非公開情報を扱う議論には参加できないこととする。自らが関与するプロジェクトの範囲及び確認方法は別紙に定めるとおりとする。

(4) その他

会議開催の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、座長がバイオ小委員会に諮って定めることとする。

自らが関与するプロジェクトの範囲及び確認方法

1. 「自らが関与するプロジェクト」の範囲は、委員本人がプロジェクト実施者との間に以下の関係性を有する場合とする。
 - ①実施者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族または同居の親族にある場合
 - ②実施者と同一の組織に所属している場合
 - ③実施者の案件にかかわっている又は実施者と契約関係にある等、密接な関係を有する場合
 - ④実施者の案件と直接的な競争関係にある場合
 - ⑤その他事務局が該当すると判断した場合
2. 前項の「実施者」については、提案書の研究者一覧や実施体制に指名が記載された研究者、研究開発責任者、プロジェクト実施企業の経営者をいう。
3. 第一項の規定への該当性は、委員本人と実施者の双方からの申告に基づき、事務局から座長に協議のうえで判断する。申告を怠った場合は、不正行為として氏名及び社名等を公表する可能性がある。